

入院時食事療養について

1. 入院時食事療養（Ⅰ）

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（朝食：7時30分、昼食：12時00分、夕食：18時00分以降）、適温で提供しております。

2. 選択メニュー

当院では、主食又はおかずを2種類の中から選択することができます（朝食のみ）。

3. 特別食

当院では、医師の発行する食事せんに基づき、患者様の病状等に対応して適切な特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿病食等）の提供をしております。

4. 食堂における食事

当院では、食堂において食事の提供をしております。

5. 食事負担額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	490円	
		●（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 ●（例外2）精神病床に1年超入院する患者入院患者（※1）	} 280円
●低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ（※2）	●過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		●過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ（※3）	110円	

※1 2015年4月1日以前から2016年4月1日まで継続して精神病床に入院している患者

※2 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※3 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

社会医療法人社団さつき会
袖ヶ浦さつき台病院
病院長 菊池周一